

市役所からのお知らせ

●文中の「SC」はサービスセンターの略



窓口混雑状況



4月6日(木)▼12日(水)は

新入学(園)期の交通安全運動

新生活が始まり、通学、通園の道に慣れていない子どもたちが多くみられる時期です。子どもは大人よりも視野が狭く、近づいてくる車が見えていないこともあり、ドライバーのみなさんは歩行者優先を徹底し、思いやりを持った運転を心がけましょう。

●問い合わせ

交通政策課 ☎(888)5766

市民SCなどの窓口混雑状況を市ホームページで確認できます

市役所総合窓口に加え、新たに国保年金課、各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SCの混雑状況を、市ホームページからリアルタイムでご確認できます。混雑時の来庁を避けたり、待ち時間の参考にご活用ください。上のコードを読み込んでアクセスしてください。

●問い合わせ

◆広報ID番号 1028179
生活総務課 ☎(888)5622

「緑の募金」にご協力ください

緑の募金を4月10日(月)から5月31日(水)まで受け付けます。募金の一部は、緑豊かで美しいまちづくりに活用されます。ぜひご協力ください。募金方法については、お

問い合わせください。

●問い合わせ 秋田市緑化推進委員会(秋田市総合振興公社内)

☎(829)0221

火災・災害情報のお問い合わせは「消防テレホンガイド」をご利用ください

☎0570-091191

一部のIP電話からは… ☎(823)5377

火災・災害情報の確認に119番は利用できません。

●問い合わせ

消防本部指令課 ☎(823)4265

高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種

肺炎球菌ワクチンを接種することで、肺炎の予防や重症化を防ぐ効果があります。この予防接種は、法律上の義務ではなく、本人の希望により接種するものです。

対象

秋田市に住民票があり、これまで一度もこのワクチンを接種しなかったが、次の①か②に該当するか(今まで接種を受けたことがないこと)を、ご家族やかかりつけ医などによく確認しましょう

①次の年齢のかた。かつこ内は生年月日の期間(S||昭和 T||大正) 65歳(S33・4・2) S34・4・1

70歳(S28・4・2) S29・4・1

75歳(S23・4・2) S24・4・1

80歳(S18・4・2) S19・4・1

85歳(S13・4・2) S14・4・1

90歳(S8・4・2) S9・4・1

95歳(S3・4・2) S4・4・1

100歳(T12・4・2) T13・4・1

*対象者には、4月下旬にお知らせの届いたかたでも、今までのワクチンを任意で接種したことがあるかたは対象外です。

②接種日に60歳以上64歳未満、心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級をお持ちのかた

*接種の際、身体障害者手帳の写し(氏名、障がい名、等級がわかる部分)をお持ちください。

*2つ以上の障がいがある場合は、右記部位の個別の等級が1級であることをご確認ください。

接種期間

来年3月31日(日)まで

接種料金(自己負担額)

接種料金は医療機関により異なりますので、直接医療機関へお問い合わせください
課税世帯のかた：医療機関が定める接種料金から市助成額5千251円を差し引いた額

非課税世帯のかた(世帯全員が非課税)

医療機関が定める接種料金から市助成額6千251円を差し引いた額

生活保護世帯などのかた：無料

接種できる医療機関：市と契約した県内の医療機関

持ち物：4月下旬に秋田市から送られるお知らせの届いたかた、それぞ

れ次のものが必要です

課税世帯のかた：健康保険証

非課税世帯のかた：健康保険証と最新年度の予防接種用の所得・課税証明書

生活保護世帯などのかた：医療のしおり

*予防接種用の所得・課税証明書は、予防接種に必要と伝えると発行手数料は無料です。運転免許証などの本人確認書類を持って、次の窓口へお越しください(本人と住民票上別世帯のかたが来られる場合は委任状が必要です)。

窓口：市役所1階総合窓口、2階市民税課、各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所

*予防接種の対象要件に該当するかたで、東日本大震災による原発避難者特例法に基づく指定市町村から秋田市へ避難しているかたは接種券が必要です。

●問い合わせ

ワクチンについて

健康管理課 ☎(883)1179

所得・課税証明書について

市民税課 ☎(888)5473

文中の「広報ID番号」を、秋田市ホームページ上の検索画面(右)に入力すると当該ページへ移行します

サイト内検索 よくある質問検索 広報ID検索

「広報ID番号」をここに入力!

市外局番 = ☎018



ご協力ください！ 千秋公園さくらファンド

千秋公園内にある約700本の桜は最盛期を過ぎ、花付きの衰えが目立つようになってきたことから、「千秋公園さくらファンド」で募金を募り、桜の植え替えを行っています。

これまで約2千900万円の寄付をいただいておりますが、引き続きみなさまのご協力をお願いします。

寄付の方法

① 寄付申込書：公園課にご連絡いただければお送りします。市ホームページからもダウンロード可

② 秋田市電子申請・届出サービス

③ 千秋公園さくらファンドの募金

箱：千秋公園二の丸(桜まつり時のみ)、千秋公園売店、市役所本庁舎、駅東SC、秋田駅舎内観光案内所、民俗芸能伝承館、にぎわい交流館、きららとしょかん明德館などに設置

問い合わせ

公園課 ☎(888)5753

民間団体が行う 環境活動を支援します

「秋田市自然環境保全・体験支援事業交付金」への申請を受け付けます。事業の採否は5月上旬に行う

審査委員会で決定します。

対象▶市内で、希少生物などの生息環境の保全活動や、市民を対象とした自然体験教室などを実施する民間団体

交付金額▶1事業あたり上限27万円
申し込み▶4月19日(水)まで。申込方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください

◆ 広報ID番号 1006105
環境総務課 ☎(888)5705

問い合わせ

民間団体が行う 福祉活動に補助します

①②とも申込期限は4月28日(金)。

① 高齢者や障がい者、児童などを対象に、民間団体が自発的に行う活動に助成します

対象事業▶在宅福祉などの普及・向上を目的とする活動、健康・生きがいづくり推進事業、ボランティア活動を活性化する事業など

補助上限額▶新規30万円、2年目20万円、3年目10万円

申し込み▶市ホームページに掲載している「申請の手引」に従ってお申し込みください

◆ 広報ID番号 1005104
福祉総務課地域福祉推進室 ☎(888)5661

問い合わせ

◆ 障がいのあるかたやその家族などからなる団体が自発的に行う

活動に助成します

対象事業▶団体が地域で行う、情報交換のできる交流会や孤立防止のための見守り活動など、共生社会の実現に向けた活動

補助上限額▶30万円
申し込み▶市ホームページに掲載している「申請の手引」に従ってお申し込みください

◆ 広報ID番号 1034188
障がい福祉課 ☎(888)5663

問い合わせ

コンポスター 購入費を補助



生ごみを堆肥にする容器(コンポスター)の購入費を補助します。必ず購入前に申請してください。

対象(次のすべてを満たすかた)
▶市内に住所があり、現に居住している個人(世帯の代表)

▶市内に補助対象容器を設置できる場所を確保し、良好な状態で適正に維持管理できる

▶生成される堆肥を自らの責任で有効に活用できる

▶登録販売店から容器を購入し、市が行う使用状況調査などに協力できる

* 過去5年以内に補助制度を利用し、すでに2基購入したかたは対象外ですが、補助を受けた基

数が1基で、さらに1基購入する場合は補助が受けられません。

補助額▶購入費の2分の1。1基につき上限3千円(税込)で、5年間に1世帯2基まで補助します

申請方法▶次の受付窓口にある申請書でお申し込みください。市ホームページ(広報ID番号1006175)からもダウンロード可。申請は12月28日(木)まで

受付窓口▶市役所3階環境都市推進課、各市民SC(中央・南部別館を除く)、岩見三内・大正寺の各連絡所

* 申請受付後、市から補助事業利用証明書などをお送りします。

◆ 問い合わせ 環境都市推進課 ☎(888)5708

文化選奨候補者を ご推薦ください

芸術・学術・文芸などの分野で優秀な作品を発表するなど、優れた業績をあげたかたに文化選奨をお贈りしています。

市民または秋田市を拠点として活躍している団体が、令和4年度中に創作・発表・刊行した作品が対象です。推薦締切は4月24日(月)。

推薦方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

◆ 広報ID番号 1002389

問い合わせ

文化振興課 ☎(888)5607

*掲載した催しなどは、新型コロナウイルスの影響により、中止・変更になる場合があります。また会場では、感染予防対策にご協力ください。